

令和7年4月より

確認申請書等に添える書類を追加しました

改正建築基準法・建築物省エネ法の施行に合わせ、確認申請書や完了検査申請書などに添える書類を追加しました。

廿日市市建築基準法施行細則に基づき追加した書類は次のとおりです。

<確認申請書に添える書類>

令和7年4月1日以後に確認済証の交付を受けるもの

対象となる建築物	提出する書類
構造計算を行わない木造建築物 (木造一戸建て住宅等) ※1	柱の小径、必要壁量の算定の根拠となる書類 ➤ 設計支援ツール(早見表・表計算ツール)を用いた場合の計算結果など

<完了検査申請書等に添える書類>

令和7年4月1日以後に工事に着手するもの

対象となる建築物	提出する書類
省エネ基準への適合を確認する建築物	計算方法に応じた以下の工事監理状況報告書 ・省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法) ※2 ・省エネ基準工事監理状況報告書(標準計算法) ・省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法) ※2 ・省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法(小規模版)) ・省エネ基準工事監理状況報告書((誘導)仕様基準) ・省エネ基準工事監理状況報告書(仕様・計算併用法)
木造の建築物 (地階を除く階数3以上又は延べ面積300㎡超)	・木造工事監理状況報告書(軸組工法) ※3 ・木造工事監理状況報告書(桝組壁工法) ※3
構造計算を行わない木造建築物 (木造一戸建て住宅等) ※1	継手又は仕口の緊結方法等を確認できる書類 ※3 ➤ 金物の仕様表及び標準図など ・確認申請時から、使用する金物の仕様の変更があった場合に必要です。 ※4

※1 令和7年4月1日施行の改正後の建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号に規定する特定木造建築物(高さ16m以下の建築物のうち、階数2かつ300㎡以下及び平屋かつ200㎡超300㎡以下の木造建築物)

※2 今回追加するものではありません(従前様式)。

※3 中間検査申請書を提出する際に必要となる場合に添付する書類

※4 本市では、軽微な変更をしようとするときには設計変更届の提出を求めています。接合金物を変更(例:Zマーク金物から同等認定品に変更)する場合、設計変更届に当該同等認定品の仕様が分かる図面やカタログ等を添付してください。

<お問合せ>

廿日市市建設部建築指導課 建築審査係